

下水の排除の制限に係る水質の基準

対象物質又は項目		対象者		
		特定施設の設置者	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
政 令 の 物 質 基 準	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物	1以下	1以下	
	有機燐化合物	1以下	1以下	
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	
	ヒ素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	
	1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	
	1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	
	シス-1・2ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	
	1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	
	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	
	チウラム	0.06以下	0.06以下	
	シマジン	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	230以下	230以下	
	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l	
	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	
	環 境	フェノール類	5以下	5以下
		銅及びその化合物	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下
クロム及びその化合物		2以下	2以下	
条 例 で 定 め る 基 準	(アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素)	380未満	380未満	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満	600未満	
	浮遊物質(S.S)	600未満	600未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5以下	5以下
		動植物油	30以下	30以下
	窒素含有量	240未満	240未満	
	燐含有量	32未満	32未満	
	温度	45℃未満	45℃未満	
	硫化物	10以下	10以下	
	よう素消費量	220未満	220未満	

1. 単位は、pH・温度・ダイオキシン類を除きすべてmg/lである。
2. 内は、直罰等による規制に係る水質基準である。
3. 内は、除害施設の設置等の義務に係る水質基準である。
除害施設の設置等の義務は、条例で規定する。